

平成29年度 第1回豊川市障害者差別解消支援地域協議会議事録

日時：平成30年3月28日（水）午後3時30分から午後4時まで

会場：豊川市役所 本34会議室

出席者：16機関

豊川市身体障害者福祉協会

豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会

豊川市知的障害者育成会

豊川市ろうあ者福祉協会

豊川精神障害者家族会むつみ会

豊川市医師会

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

愛知県豊川保健所

豊川公共職業安定所

愛知障害者職業センター豊橋支所

豊橋障害者就業・生活支援センター

豊川商工会議所

愛知県弁護士会

豊川市教育委員会

豊川市子ども健康部

豊川市福祉部

欠席者：6機関

豊川市肢体不自由児（者）父母の会

豊川呼吸器友の会

豊川市民生委員児童委員協議会

愛知県立豊川特別支援学校

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

愛知大学

事務局

豊川市福祉部福祉課長

豊川市福祉部福祉課長補佐

豊川市福祉部福祉課障害者支援係長

豊川市福祉部福祉課障害福祉係長

豊川市福祉部福祉課障害福祉係

1 あいさつ

<会長>

定刻となりましたので、ただいまより、平成 29 年度 豊川市障害者差別解消支援地域協議会を開催させていただきます。平成 28 年 4 月に施行されました「障害者差別解消法」ですが、まだまだ浸透しているというには、言葉が足りないという現状です。そうは言いつても、要は障害の有無、老若男女、そういうことが関係なく、誰もが住みやすいまちづくりということが、何より大事だと思います。そのためにも、この協議会において、みなさま方の活発なご意見を頂戴いたしまして、差別のないまちへの第一歩となることを、心から願っております。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。議長は、豊川市障害者差別解消支援協議会設置要綱第 5 条第 4 項により、会長が務めるということになっておりますので、私が進めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、6 名の委員が欠席となっております。また、本日の会議は、設置要綱第 6 条第 2 項により、委員の過半数以上の出席がございますので、成立いたします。なお、本日は午後 4 時を終了の目安とさせていただきます。それでは、早速議題に入らせていただきたいと思います。

2 議題

<会長>

議題の (1) の障害を理由とする差別に関する相談事例について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、次第を 1 枚めくっていただきまして、相談事例になっております資料 1-①と次ページの事例 2 については、昨年度の協議会で報告させていただいておりますので、報告は割愛させていただきます。めくっていただきまして、事例 3、事例 4 につきまして、29 年度の報告分といたしまして、新たに報告させていただくものとなります。

まず、事例 3 を報告させていただきます。これは、視覚に障害のある方からの相談になります。内容としては、豊川市民病院の中の視覚障害者に対する誘導案内が不十分であること及び再来受付機がタッチパネル方式で、視覚障害者の方には利用ができないということです。こういったことに関しては対応が不十分であり、差別的取扱いと合理的配慮に欠けるのではないかと、いう内容でした。対応状況については「解決済み」となっておりますが、福祉課から病院へこの相談内容を伝えまして、病院が誘導マットの設置箇所の確認及び不十分な場所への設置を行い、再来受付機の対応に関しても、案内する者を再来受付機の横に配置させていただきまして、有人受付での対応ができるように改善がなされました。その後、相談された方が病院に来院されたそうですが、その内容について特段のご意見等ありません。

んでしたので、ご納得いただけたものと解しております。

続きまして1枚めくっていただいて事例4となります。こちらについても視覚障害のある方からの相談事例となります。内容は、環境課になりますが、窓口対応の中で視覚障害の方に対して紙の資料を提示し、口頭で説明した件について、事前に来庁することを伝えているならば、点訳した資料を提示するべきであるという内容です。対応としては、課の部長から相談者に職員の対応に不備があった点について謝罪し、点字書類または音声データで資料を用意することを説明し、ご納得いただいたものです。以上が、相談事例の報告となります。

続きまして、資料1-②をご覧ください。福祉課では昨年の7月に、どういったことが障害者差別にあたり、どうすれば適切な配慮となるかを、多くの方に知っていただくために、相互理解を深めることをひとつの目的として、障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなされたよい事例の一般募集を広報、ホームページ等にて行い、その結果、19件の事例が寄せられました。それが次ページにまとめてあります。こちらは、ホームページに掲載している内容をそのまま印刷したものになります。

適切な配慮がなされた良い事例としては、ナンバー1からナンバー6までの内容となります。ナンバー6については、差別と適切な配慮がなされた良い事例の両方が含まれているということで、ご了承いただきたいと思います。内容としては、近所の方やよく行くお店の方が障害に対する理解があり、障害に対応した配慮を考えてくれている。という内容が、主な内容となっています。ナンバー1をご覧ください。60歳代の女性の方からの応募で、聴覚、平衡機能障害のある方からの投稿であり、近所の方のご理解があり、環境がとても大事であるということでご意見をいただいております。内容としては、訃報の緊急回覧板などを、ご本人さんがお留守の時に飛ばして回してくれたのですが、その後、帰宅したと同時に早急に来ていただいて、メモでお伝えいただいたことの配慮がありました。また、お寺の檀家の係が回ってきた際に、障害のある方ない方関係なく、飛ばされることなく、みなさんと平等に係をやるような環境を整えていただいているという事例の提供がありました。

続きまして、差別を受けたと思った事例としてはナンバー6からナンバー17までとなります。聴覚障害の方が、キャッシュカードの利用停止やインターネットの契約の際に、電話での対応ができず、ファックスでの対応にも応じてくれなかったこと、また、町内行事の集まりで、聴覚障害に対する配慮がないため、会話がまったく分からず、ひとりぼっちになってしまった、というが声が寄せられました。事例から、対応していただいている町内会と理解が進んでいないところがあるということが明らかになっています。

ナンバー18、ナンバー19については、差別を受けているというより障害者理解が足りないと感じているという内容になっておりますので、どちらでもないという分類にさせていただきました。なお、本事例の公表についてはホームページ上でも行ってありますが、今後も、随時募集、随時公表に切り替えさせていただきます。来年度以降も引き続き継続して、募集、公表を行っていきたいと思っております。

この議題についての報告は、以上となります。

<会長>

この件について、何かご質問等はございますか。

<委員>

よくあるアンケートというのは、合理的配慮がなかった事例という形で出てくるケースが多いのですが、非常に適切に配慮されたことも掲載されていることが、すごく嬉しく思います。支援をする側からすると、できていない所を指摘されることは、次への改善の部分だと思えばプラスなのですが、よくやっていると言ってもらえるのも、それはそれでありがたいことであり、相互のモチベーションになっていくと思います。この一覧を拝見して気になるのが、知的障害、発達障害の方たちが、ご本人でアンケートを入力する、お答えをされることに、少し課題を感じている方がいるのかも知れないことを感じています。なので、パソコン等を通して入力できる方と、そうでない方たちの声も拾えるような方策を、一度課内でご検討されて、いろいろな方たちの声をしっかりと聞いてもらえるとありがたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。他に何かご質問等はございますか。

<委員>

今の補足になるのですが、自分も今、同じことを思っており、それを拾うとしたら、きっと相談支援専門員だと思うのです。ご本人がもう諦めている、もしくは差別に気づかないという事例もたくさんあると思いますので、良い事例や悪い事例を一度相談支援専門員にお伝えしていただいて、またみんなで協議していただくと参考になると思いますので、ご検討いただければと思います。

<会長>

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。何かございますか。

無いようでしたら、次の議題に入らせていただきたいと思います。議題(2)障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みについてお願いいたします。

<事務局>

引き続き、説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。平成29年度の取り組みの実績になりますが(1)継続活動としまして、①に記載の市民、事業者向けの周知啓発活動及び②に記載の市職員向け周知啓発活動

を実施させていただきました。①については、市民団体、グループ向けの生涯学習まちづくり出前講座を、手話サークルぶどうの木と小坂井地区民生委員連絡協議会の2団体に対して行いました。民間事業者向けの講座として、障害者福祉啓発講座を、市内のバス事業者、市の民生委員児童委員協議会、医師会・歯科医師会、薬剤師会からなる豊川三師会の3団体に対して実施させていただきました。また、広報とよかわ12月号への啓発記事の掲載、及び庁舎内出入り口にて、市民の方への啓発ビラ配りも実施させていただきました。継続活動については以上となります。

続きまして、平成29年度に実施しました新規の周知啓発活動になります。①、②は先ほどの議題で説明させていただきました事例募集を行い、結果をホームページに公表させていただきました。次ページにいきまして、③は市で作成した啓発用リーフレットについて、市の主催事業、行事を通しまして1000部ほど配布させていただきました。④は今年度のみで継続実施ではございませんが、市の技術職員研修の中で、差別解消法の講義を行わせていただきました。以上が平成29年度の取り組みの実績となります。

引き続きまして、平成30年度の取り組み活動案となります。これは新規活動として、2点あげさせていただきます。1点目は、個人参加型啓発講座の実施です。29年度に個人が参加しやすい講座の企画を検討させていただいたのですが、集客力を欠くことが懸念され、実施を見送ったものです。イベント等に参加する方式での開催方法等を含めた再検討を行って、実施をしていきたいと考えております。2点目については、市役所庁内における出前講座の企画です。現在、市ではオープンカレッジという庁内の勉強会のメニューには登録をしているものの、申請方式でかつ受講者が必要数集まらなければ実施されないという状況のため、今のところ開講実績がありません。30年度企画検討している講座については、窓口が中心となる部署に出前講座を積極的に実施しまして、対象となる部署すべてに受講してもらうことを目的として企画していきたいと思っております。

この議題についての報告は以上となります。

<会長>

ありがとうございます。議題2について、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

<委員>

私は医師会の方で、豊川市の職員の方に来ていただきまして、合理的配慮についての勉強会をしていただき、言葉と実際になされることがよくわかりましたので、こういった出前講座をいろいろな地域に持って行って、さらに幅広く実施していただければよいと思います。特に小学校や中学校などの学校教育の一環で、そういったものを授業で取り上げるような、流れも必要だと思われましたので、そのあたりの動きをお願いしたいと思います。以上です。

<会長>

ありがとうございます。他に何かご意見はございますか。

<委員>

今の話にも多少つながってくるかと思いますが、情報提供ということで、ご検討いただければと思います。子供たちに向けて、どういう形で啓発していくのかということですが、子供たちに「合理的配慮をしていくんだよ。」や「差別はいけないんだよ。」ということ伝えていくよりも、障害を持った方たちと日頃から接していく、ふれ合っていく、もしくは、共に生活をする、学習をする、そういった経験の中から、同級生や同じ学校の仲間という形で、内面からの差別の解消ができていると良いと思っています。それを盛り上げていくひとつの方策として、こういうものはどうでしょうかという提案になります。知的障害関係団体で、公益財団法人日本知的障害者福祉協会というところが主催している作文コンクールがあります。障害福祉ふれあい作文コンクールということで、日頃の学習や生活の場面、ボランティア活動を通じて、障害を持った方たちと一緒に過ごすことで、感じたことを、小学生、中学生を対象に作文を書いてみませんか、と募集するものです。だいたい夏ぐらいには募集がかり、その中で、多くのお出できた作文を、私たちも愛知県の支部として中身を拝見させていただきます。内容が「障害を持った方たちと一緒に過ごした。わたしは障害がなくて良かったな。」という帰結になっている作文がものすごく多いのです。それ自体がどう問題視として提起する訳でなくて、子供たちの捉え方が、やはり障害がある人となない自分という、この対峙する関係が子供の時期にすでに存在していることが、その後の差別につながる時に、若いうちから障害を持っていることで得手不得手があるが、君たちにも得手不得手があり、お互いに補っていくことで、共に地域で過ごしていくことができるよね、ということにつなげていくような道徳学習や学校での教育の場に活かしていくことができるとしたら、この作文コンクールはかなり使えると思います。また時期がきましたら、福祉課さんか教育委員会さんにお届けしますので、各学校に周知されるかどうかは、お任せしますが、ぜひ子供たちへの啓発のひとつとして活用してもらえるとよいと思います。優秀賞は、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞などありますので、ぜひふるってご応募していただけるとありがたいです。以上、情報提供です。

<会長>

ありがとうございます。他に何かご意見やご質問ございましたら。

よろしいでしょうか。では、次の議題に移らせていただきたいと思います。

続きまして、(3) その他について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、(3) その他について、事例を1点紹介させていただきたいと思います。本日の

当日資料をご覧ください。

こちらの新聞記事は、平成 29 年 12 月 13 日の朝日新聞の 32 面に掲載されているものです。また、大手の検索サイトでも取り上げられていたので、ご覧になられた委員さんもいらっしゃるかもしれません。これは、豊川の一宮町にあります、愛知県障害者職業能力開発校のことを記載した記事となっております。冒頭のリード文の所をご覧ください。

「愛知県が運営する愛知障害者職業能力開発校（同県豊川市）で、戸籍上は女性だが、男性として生活している訓練生に対し、希望する男子寮ではなく女子寮への入寮を条件に入校を認めていたことが分かった。訓練生は「女子寮に入ることで、性同一性障害について他の訓練生に知られることになった」と話している。」と書いてあります。この件につきまして、昨年 11 月、この訓練生から豊川市にもメールが届きまして、性同一性障害を理由に、学校が男子寮への入寮を認めず、女子寮で生活している。また指導員からの差別的発言があったという旨がメールに記載されておりました。市でも訓練生と連絡をとらせていただきまして、実際に話を聞いた上で、本人の同意のもと、県に情報提供をして、関係部局の方に対応をしてもらった経緯があります。その上で、障害を理由とする差別と障害者虐待の両方ととれるケースなのか、または施設への苦情になるのか、非常に対応や考え方が難しいケースであった、ということがありました。今後、市の施設でも十分に起こりうるケースでもありますが、そのようなことになった場合、設置要綱の記載にあります通り、障害を理由とする差別に関する相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組の情報共有として協議をしてもらおうということが設置要綱に謳ってありますので、もしこのような事例が起こった場合には、臨時の協議会の開催が起こり得るかもしれないことで、1 点今回事例を紹介させていただきます。以上です。

<会長>

ありがとうございました。(3)に関して、何かご質問やご意見などございましたら、お願いします。

無いようでしたら、本日の議題をすべて終了させていただきたいと思います。

引き続き事務局から事務連絡ございましたら、よろしくをお願いします

<事務局>

みなさま、本日はご出席いただき、ありがとうございました。桜祭りが開催中で、駐車場が満車で、なかなか駐車する所がなかったかもしれませんが、ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

事務局の方から最後に連絡をさせていただきます。次回の会議につきましては、まだ未定ですので、開催の前にご連絡をさせていただきたいと思います。なお、今年の 11 月末をもって委員の皆様方の任命期間が満了することとなりまして、委員の改選を予定しておりますので、ご承知おきください。

また、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。ご協議いただき誠にありがとうございました。